

第2次大戦前のオーストラリアへの 日本人移民の諸問題

遠 山 嘉 博

目 次

- I はじめに
- II 南オーストラリア政府の日本人農業移民招致計画
 - 1 ノーザンテリトリーの開発計画と日本人への着目
 - 2 ハックの日本外務省での移民要請交渉
 - 3 西南戦争に至る士族の反乱による交渉の挫折
- III オーストラリア北部海域における真珠貝採取業者
 - 1 真珠海採取業の始まりと日本人ダイバーへの依存
 - 2 日本人ダイバーの進出過程
 - 3 採貝労働者の契約条件と労働環境
- IV クイーンズランドの砂糖きび農場労働者
 - 1 カナカ人労働力に依存した砂糖産業のスタート
 - 2 日本人農業労働者の進出過程
 - 3 砂糖きび労働者の契約条件と労働環境
- V おわりに

I は じ め に

第2次世界大戦前の日豪経済関係は、日豪間財貿易の側面については、先の論稿でみたとおりである。すなわち、1875（明治8）年のメルボルン植民地博覧会への参加を嚆矢とするオーストラリアにおける万国博覧会への日本の賛同出品に始まり、1880（明治13）年代にスタートして1890（明

治23)年代に本格的発展を迎えた日豪羊毛貿易によって、それは大きく前進、拡大した。その一方で、日豪間サービス貿易の側面においても、日本からオーストラリアへの労働サービスの輸出という形で、商品貿易と同様に、古くから長い歴史が刻まれている。本稿では、これについて検討する。

オーストラリアに足跡を印した最初の日本人は、1867(慶応3)年12月16日にメルボルンに到着した手品師と軽業師の一行12名で、1869(明治2)年まで「グレート・ドラゴン(Great Dragon)曲芸団」の名のもとに、メルボルンやシドニーなど、パースとブリスベーンを除く各首都のほか、ジーロング、ベンディゴ、カースルメイン、ローンセストンのオーストラリア各地およびニュージーランドで興行したという歴史がある¹⁾。しかしここでは、こうした個人的な断片史は別として、日豪経済関係の構築と発展に貢献した日本人契約労働者による労働サービスの日本からオーストラリアへの輸出という側面に注目する。

まず最初に、南オーストラリア政府の日本人農業移民導入計画の交渉が、すでに1876(明治9)年に東京であった。この計画は、オーストラリア側の折角の好意と熱意あふれる申し出にもかかわらず、日本側の国内事情のために実現には至らなかった。そして実際には、同じ1876年に野波小次郎によって先鞭をつけられ、1880年代に大きく増加した真珠貝採取ダイ

1) Cf. D. C. S. Sissons, "Australian Contacts with Japan in the Nineteenth Century," *Towards a New Vision: A Symposium on Australian and Japanese Relations*, The Japan Foundation Paper, No. 7, May 1998, p. 7.

なお、日豪最初の接触は、シドニーの捕鯨船「レディ・ロウエナ号」の遭難による1831(天保2)年2月18日の北海道東岸ウラヤコタン(現浜中町)への船長および若干の船員の上陸と同年4月の修理済み同船の出港、およびタスマニアの捕鯨船「イーモント号」の遭難による1850(嘉永3)年4月16日の浜中町の隣の厚岸への船長以下二十数人の乗組員の上陸と同年10月のオランダ船による出島出港とされている(記念史編集委員会編『オーストラリアの日本人——一世紀を超える日本人の足跡——』全豪日本クラブ、1998年、25ページ)。遠藤雅子『オーストラリア物語——歴史と日豪交流10話——』平凡社、2000年、149-54ページも。

バーの木曜島やブルームへの進出があった。また、1892年に移民会社によって送り出され、1890年代に大幅な増加を示した北部クイーンズランドの砂糖きび農場への農業労働者の進出がある。本章では、これらを順を追って検討しよう。

II 南オーストラリア政府の日本人農業移民招致計画

1 ノーザンテリトリーの開発計画と日本人への着目

日本人移民に関する最初の日豪両国家間の接触は、オーストラリア側からの働きかけによるものであった。それは、ノーザンテリトリー(Northern Territory) 開発のための大規模な日本人移民招致計画であった。

南オーストラリア政府は、1863年以降同植民地に属することとなったものの巨大な持て余し物¹⁾ (white elephant) であったノーザンテリトリー²⁾の開発に腐心し、さまざまな対策を試案してきたが、とにもかくにも人口の欠乏のゆえに、大規模な植民計画がつねに強調されたのであった。そこで、広範な移民計画がつぎからつぎへと考案された。最初は、民間会社が最適の手段であると考えられ、ロンドンやサンドハースト(Sandhurst)の多数の民間会社からさまざまな提案が寄せられた。それらは、砂糖と綿花の耕作や、何千もの小規模耕作者の導入を企図するものであった。これ

1) Stephen H. Roberts, *History of Australian Land Settlement*, Johnson Reprint Corporation, 1968, p. 381.

2) 1863年以前はニューサウスウェールズの植民地であり、1911年以降は連邦政府直轄の北部準州となっている。なお、イギリス領植民地時代から連邦国家形成に至る間の州と地域の境界の変遷は、つぎに明示されている。藤川隆男「1つの国民、1つの運命」藤川隆男編『オーストラリアの歴史——多文化社会の歴史の可能性を探る——』有斐閣、2004年、122ページ、およびマニング・クラーク著・竹下美保子訳『オーストラリアの歴史——路離の暴虐を超えて——』サイマル出版会、1978年、まえがき、14ページ。

らの民間会社の活動は、1930年代以来高まりをみせたが、その後政府は従来の民間会社依存から、熱帯性気候に耐えうる安価な有色人労働導入の国家計画に転じた。

1870年代に入って、ブーカウト（Boucaut）とブライス（Blyth）の2人の大臣は、その考えの具体化に取り組み始めた。ブーカウトはプランテーションを力説し、そのためには東洋に依存することが必要であるとの認識を深め、クーリー（coolies）または中国人労働者に狙いが定められた。これを実践に移すために政府は、セイロンやジャワ、マダガスカル東方のレユニオン（Reunion）やマダガスカルに、砂糖の専門家を呼ぶために役人を派遣し、また、1874年以降は特定の出先機関を通じて、何百人もの中国人クーリーやマニラ人が導入された¹⁾。

こうした経過のなかで、アデレードへの最初の入植者の子孫で元宣教師のウィルトン・ハック（Wilton Hack）は、日本人の能力と気質を研究した結果、「日本人は土地の耕作者としては世界無比（second to none in the world）で、順法的かつ積極的な民族である」として、よき入植者となることは間違いないと確信するに至った²⁾。彼は南オーストラリア政府の国有地監督官（Surveyor-General）兼農相のゴイダー³⁾（Goyder）と会談を重ね、東洋人のなかでも日本人によってノーザン・テリトリーの開発を行うという点で意見の一致をみた。こうして彼は、日本政府との直接交渉役に任命されるに至るのである⁴⁾。

1) *Ibid.*, p. 379.

2) *Ibid.*, p. 394.

3) 当時の土地政策において基本的に重要な人物で、降雨量に基づいて驚くべき正確さで国内の農業地域を区分した「ゴイダーの降雨ライン」（‘Goyders Line of Rainfall’）とノーザン・テリトリーの精密な調査で有名である（*Ibid.*, p. 277）。

4) *Ibid.*, p. 379.

2 ハックの日本外務省での移民要請交渉

南オーストラリア政府の1876年8月5日の内閣議事録¹⁾によれば、同政府はハックの日本訪問を承認した。着想の当初、それは試験的なものであり、日本人は中国人クーリーと同じ意味での単なる労働者として考えられていた。ところが、その後ハックの影響力のもとに、日本人自作農 (Japanese yeomen) による植民制度が固まっていったのである。彼は主務大臣との数回の会談を経て、「南オーストラリア政府代表」として日本政府と直接交渉に当たることになった。そして、長崎経由で東京に赴き、ノーザン・テリトリーにおける入植条件および同地域の自然に関する詳細を、日本当局と大衆に説明することとなった²⁾。

自らを送り出すための前日の特別閣議を経て、ハックは自らの計画に対する政府承認のもとに、1876 (明治9) 年8月6日出帆した。ついで、東京の外務省で交渉を開始し、「政府管理による大規模な日本人移民受け入れ」の考えを開陳した。そこにおいて重要なことは、日本人を契約労働者 (indentured labourers) としてではなく自由な入植者 (free settlers) として、すなわち、鉱山労働者のクーリーとしてではなく小自作農 (peasant proprietors) として、ノーザン・テリトリーに迎え入れるということであった。南オーストラリア政府の内閣は、新しい入植者のために特別の土地条項を立案したこと、その諸規定は日本の小農階級に配布するために日本語に翻訳されていることが明らかにされた。そして、移民の船賃は無料とすることがハックによって約束された³⁾。ハックと日本外務省との交渉中に、この計画は各々の社会階層を対象としており、企業家精神をとくに強調せるものであること、外国人に雇われるのみの労働階級の移民受け入れを企図しているのではなく、自らが選んだ土地に定住し、主人公となっ

1) *Ibid.*, p. 394.

2) *Ibid.*

3) *Ibid.*, pp. 379-80.

でもらうものであること、希望する時にはいつでもオーストラリアを出国する自由を持つことなどが明らかにされた¹⁾。

1877（明治10）年2月、ハックは成功を収めたかにみえた。日本の外務省との数度の会談を経て、入植の実際の場所などの詳細にまで話が進んだからである。そこでハックは、日本政府は原則同意したものとして、「日本からの移民について何の障害もないと確信する」と本国に報告した²⁾。

3 西南戦争に至る士族の反乱による交渉の挫折

1877年2月16日までは、ハックにとってすべてが順調に進んだことを意味するものであった。しかし、ハックが文書での確認を要望した時、遅延が生じた。征韓論争とそれに続く政変をきっかけに士族の反乱が各地で生じ、1877（明治10）年10月には、先に征韓論争に破れた西郷隆盛らの反乱によっていわゆる西南戦争が勃発するという不穏な情勢が重なっていた。そのため1877（明治10）年2月16日、日本外務省は移民計画を棚上げすることをハックに告げたのである。同日ハックは、日本政府側の態度豹変を覆すべく、彼としての最大限の努力をした。たとえば、300人から400人という移民の数や、日本移民による土地所有、南オーストラリア政府による船賃負担などを再度強調し、そしてさらなるよりよい条件の提示を行った。しかしながら、西郷自刃に至る7カ月の封建の反乱による障害は余りにも大きく、ハックの目論見は成らなかった。1877（明治10）年2月26日付けの日本外務省からの手紙で、「日本政府はハックの努力は多とするものの、南オーストラリアへの日本移民の問題については、計画そのものに対してではなく、単にそれは日本国内において進行中の日本自らの植民計画³⁾と競合するとの理由から、『現状では』（*under present circumstances*）

1) *Ibid.*

2) *Ibid.*, p. 394.

3) 当時日本では、北海道の開拓が問題となっていた。

推進あるいは支援する用意はない」¹⁾と伝えた。

明くる1877年2月27日、交渉は突然打ち切られた。ハックは同年9月の本国政府への報告において、「日本における内乱の継続は、日本人と外国人との間に存在する複雑な関係を持続、増幅させており、日本からの移民の進展に多くの便宜が図られるという期待が高まるまでにはなお時間がかかることを恐れている²⁾」と報告した。

1876-77年のブライス内閣のこの計画は、他のいかなるオーストラリア政府もかつて発表したことの無い重要性の大きい、そして遠大な意味合いを持つものであると高く評価されている³⁾。そして、文書に残されたままとなった各大臣の署名をみても、南オーストラリア政府が力の及ぶ限りこの計画を推し進めたことが明らかである。さらに、政府がハックの最終報告を受け取った時でさえ、「あなたの交渉がよりよき成功を収めるに至らなかったことを悲しく思う」というのが、内閣の最終的な受けとめ方であった⁴⁾。そこには、政府あげて熱意を込めて、さまざまな有利な条件の積み重ねを提示しつつ推進してきた壮大な日本人移民招致計画が、実現を目前にして突然、日本側の突発的事件のために崩壊してしまったという急変に対する落胆ぶりが、如実にあらわれている。

こうして、南オーストラリア政府の破格ともいうべき好条件の日本移民招致計画は、ふたたび日の目を見ることなく、永遠に幻のかなたへ消え去ってしまったのである。

Ⅲ オーストラリア北部海域における真珠貝採取業者

1880年代になると、前述の1870年代におけるノーザンテリトリーへの

1) *Ibid.*, p. 395.

2) *Ibid.*

3) *Ibid.*, p. 380.

4) *Ibid.*

自作農移民導入計画とは場所も、就労の業種も、移民の条件もそれぞれ異なるが、実際に、日本人労働者の渡豪と活躍が展開されるようになった。シドニーやメルボルンなどの都市部で商業その他に従事する者も少数はいたが、主たるものは、北部海域の真珠貝採取業者とクイーンズランド北部の砂糖きび農場労働者であった。そして、それらはいずれも、土地付きの定住または永住の移民ではなく、有期の雇用契約による契約労働者、すなわち出稼ぎ移民であった。まず、真珠貝採取業から検討しよう。

1 真珠貝採取業の始まりと日本人ダイバーへの依存

(1) 真珠貝採取業の始まり

真珠貝は、今日的には、天然真珠の取得を目的とするが、古くは、真珠貝そのものも貴重な商品であった。1850年頃からセイロンの真珠貝は、安い骨質のボタンに代わる高級ボタンの材料として、世界のボタン製造業から需要を集めていた。また、オーストラリア北部の真珠貝は大古から、アボリジニの種族間の重要な交易品であった。そして、今日では、木の茂みや石の炉床に、アボリジニが3世紀前に彼らの女性、真珠、ナマコ(trepang)、亀をマカッサル人(Makassarese)のたばこ、米、斧と交換した場所の痕跡がとどめられている¹⁾。

オーストラリアの真珠貝採取業は、西オーストラリアでは、1849年にシャーク湾(パースの北方650-750キロメートル)でメキシコ・アコヤ貝の中から小粒の真珠が見つかったことや、1861年にニッコル湾(ダンピアの近く)で白蝶貝の広大な生息地が発見されたことに始まる²⁾。一方、トレス海峡では、白人船長がナマコを探していた時に、浅瀬で大量の真珠貝を

1) Mary Albertus Bain, *Full Fathom Five*, Artlook Books, 1982, p. 14 and pp. 17-18 (足立良子訳『真珠貝の誘惑』勁草書房, 1987年, 4ページおよび9ページ)。

2) *Ibid.*, pp. 14-15 (邦訳, 5ページ)。

発見したことから、1868年に、木曜島とパプアニューギニアとの間にあるウォリア島¹⁾ (Warrior Island) に最初の真珠貝採取場が建設された²⁾。これらオーストラリア北部海域の真珠貝漁場は、乱獲によって衰退したセイロン海域に代わって、急速な発展をとげるようになった。

(2) 日本人ダイバーへの依存の高まり

真珠貝採取業経営者は、当初は先住民やマレー系の労働力を利用していたが、彼らは最初潜水具をつけることを嫌がり、潜水具を装備した白人に漸次置き換えられていった。しかしながら、白人ダイバーの数や潜水技術には限界があり、しかも死亡率が10%にもなるという危険な仕事を勤勉にこなせるのは日本人ダイバーだけであった。彼らの技術や素質の優秀性から、日本人ダイバーへの依存は急速に高まり、それは白豪主義による有色人排斥を超えて、第2次大戦勃発時まで続いた。彼らは、当初は雇われ潜水夫として不利な労働条件を強いられたが、先住民や近隣諸島の住民および白人ではなしえない優秀な潜水技術と熱心な働きぶりによって、白人経営者の等しく高評価するところとなり、他では代替しえない不可欠の労働力となるに至った。そのなかには、船長や真珠貝会社の共同経営者として、またボートの建造者や修理業者として、産業における確固たる地保を築く者も現れたのである。

西オーストラリアのある歴史家は、その著の日本語版への序文を、「日本人がいなかったら、真珠貝採取業はなかったであろう」と書き出し、「やがて日本人が引き揚げたので、同産業も終わりを告げた」と結んでいる³⁾。

1) 現地名では Tudu (Tutu) Island とも。

2) Alan Butler ed., *Pearling Industry in the Torres Strait: A collection of historical articles*, Thursday Island State High School Student Publication, 1986, p. 11.

3) 足立、前掲訳、i-ii ページ。

なお、一言付加すると、日本人ダイバーによる真珠貝産業は、第2次大戦による完全な断絶の後、1950年代に、アメリカの占領下にあるということで沖縄人ダイバーによる回復がみられた。しかしながら、1960年代には、プラスチック製ボタンの世界的普及下に幕を閉じた¹⁾。そして、1960年代から70年代にかけて、日本人による養殖真珠の成功によってトレス海峡の養殖真珠産業が復活するが、1971年の石油タンカーの座礁によって、ほとんど消滅してしまったのである²⁾。

2 日本人ダイバーの進出過程

(1) 日本人ダイバーの先駆と国内外での募集の開始

日本人ダイバーの進出は、島根県の野波小次郎がイギリスの商人に加わって2年間の世界航海をした後シドニーに上陸し、1876(明治9)年に木曜島行きのラガー船³⁾(lugger)にポンプ労働者として契約乗船したことに始まる⁴⁾。彼は潜水技術習得の希望を、25歳そこそこという若い年齢と旺盛な熱意にもかかわらず、仕事に役立たずの中国人と同一視した雇い主に拒否されたためにマレー人から学び、やがてトレス海峡で最も有名

1) Cf. Regina Ganter *The Pearl-Shellfish of Torres Strait: Resource Use, Development and Decline, 1860s-1960s*, Melbourne University Press, 1994, pp. 125-28.

2) Butler ed., *op. cit.*, p. 11.

3) 真珠貝産業で使用する小型帆船。典型的には、9～10メートル、10～12トンで、全く小型である。木曜島のデザインは、ブルームのモデルに比べて喫水がより深く、船尾張り出し部がより長い。Cf. Gunter, *op. cit.*, p. 256.

4) Sissons, *op. cit.*, p. 9, and Bain, *op. cit.* p. 84 (邦訳, 46ページ)。ただし、入江寅次郎『邦人海外発展史』(上), 移民問題研究会, 昭和17(1942)年, 原書房(覆刻本)1981年では、彼の木曜島行きは明治11(1878)年頃とされている(50ページ)。反面、岡崎一浩『オーストラリア年表』(第3版), 文林書店(シドニー), 1995年では、1874(明治7)年となっている(47ページ)。

第2次大戦前のオーストラリアへの日本人移民の諸問題

な潜水夫となるのである。その後、1881（明治14）年に兵庫県人中川民治が、そして1882（明治15）年に和歌山県人中山奇流および広島県人渡辺俊之助らが相次いで渡航した。1883（明治16）年には15人の日本人がラガー船で働いていた。彼らはいわば、日本人による木曜島¹⁾（Thursday Island）真珠貝採取業発展の先駆であった。

続く数年間に他の日本人も到着し、船員としてまた潜水夫としてよき働きぶりを示した。そこで、真珠貝採取業経営者は、日本人の海外での募集を始めた。1883年には、香港から15人か16人の日本人が、18カ月の契約で木曜島のラガー船にポンプ役として送り込まれた²⁾。彼らの好成績をみて、トレス海峡の真珠貝産業経営者はさらに日本それ自体での募集に乗り出した。すなわち、1883（明治16）年4月、在横浜のイギリス領事より、北オーストラリアの真珠貝漁業向けの日本人潜水夫の雇い入れに関する紹介が寄せられた。そして、オーストラレーシアン真珠会社（Australasian Pearl Company）の経営者ジョン・ミラー船長（Captain John Miller）は、日本での募集のために自从来日し、イギリス領事を通して横浜において、1883（明治16）年10月10日、増田万吉との間で日本政府承認のもとに契約を締結した。契約期間2年、6組の乗組員と通訳1人、すなわち潜水夫6人（賃金は1カ月1人50ドル、貝の採取量1トンにつき50ドルの歩合つき）、綱持ち（テンダー）6人（1人20ドル）、ポンプ係24人（1人10ドル）、通訳1人（15ドル）、合計37人を木曜島に送り込んだ³⁾。彼らは、日本政府が「公式に認可したわが国最初の移民⁴⁾」であり、「労働者が外国で働くこと

1) 木曜島の名称は、木曜日に発見されたことに因むといわれている。木曜島の東には火曜島（Tuesday Islet）や水曜島（Wednesday Island）が、西側には金曜島（Friday Island）がある。

2) Sissons, *op. cit.*, p. 10.

3) Bain, *op. cit.*, p. 85（邦訳、49ページ）、Sissons, *op. cit.*, p. 10、および移民研究会編『日本の移民——動向と目録——』日外アソシエーツ、1994年、126～27ページ。

4) 入江、前掲書、48～49ページ。

を公式に認可した最初の事例¹⁾」であった。彼らの好成績をみて、オーストラリアの真珠貝業者は日本での募集を続けた。翌1884(明治17)年には、69人が神戸のイギリスの会社、フィアソン・ロー社(Feason, Low & Co.)によって募集され、そのうち約45人は木曜島へ、15人はダーウィンへ送り込まれた。1885(明治18)年6月には西オーストラリア最大の真珠貝会社、ストリーター社(Streeter & Co.)によって、6人のダイバーと通訳1人が、ミラーと同じ条件で横浜で募集された²⁾。1892(明治25)年には、日本吉佐移民合資会社(詳細は後述を参照)が移民募集を開始した。

こうした経緯の一方で、西オーストラリアや木曜島への渡航者には、契約によらない自由渡航者も少なくなく、とくに木曜島へは和歌山県から多数が出ていった。これらの自由渡航者はそれだけに、その活動も活発であったが、反面、雇用主の劣悪な労働条件の強制にさらされたもした。

(2) 木曜島における日本人ダイバーの活躍

木曜島への日本人労働者は、1891(明治24)年に12人が到着して約100人になり、1892(明治25)年には100人が、1893(明治26)年には264人が、そして1894(明治27)年には第1四半期だけで152人が到着した³⁾。こうして1890年代半までに日本人は、トレス海峡の真珠貝産業で働く国別で最大のグループとなった。1910(明治43)年までに、木曜島の免許を受けた真珠貝潜水夫160人中150人は日本人であり、1926年までに、ト

1) Bain, *op. cit.*, p. 85 (邦訳, 49 ページ)。

1869(明治2)年に政府の許可なく外国人雇用者と契約を結んでハワイとグアムに行った日本人労働者が、雇用者に逃げられたというトラブルに鑑みて、日本政府は明治5(1872)年の法律で、1年以上の契約や苦力など地位の低い職につく契約を禁止していた。これに対して、真珠貝採取は熟練を要する仕事とみなされ、認可されたのである。

2) Sissons, *op. cit.*, p. 10.

3) *Ibid.*

レス海峡のすべての潜水夫免許の99%は日本人に所属した¹⁾。なお、ついながら、木曜島ダイバーのうち日本人労働者については、その優秀性のゆえに、次章で述べる語学試験は課されなかった。

1897(明治30)年には、木曜島の採貝業およびその附属事業に従事する日本人は900人に達し、同島の採貝業全従事者1,500人の6割を占めるに至った。そして、その約8割は和歌山県人であった。彼らの多くは、移民会社がオーストラリア移民の取り扱いを開始する以前に、すなわち1888、89(明治21、22)年頃から木曜島に続々自由渡航し、海中妙技を発揮していたのである。

なお、上記の900人は単なる労働者ばかりでなく、独立経営者も十指を屈するに至り、その所有船は32隻を数え、木曜島採貝船総数221隻の1割5分に達した²⁾。オーストラリア人による別の調査では、日本人によって所有、経営されたボートは1892年には20隻であったが、2年後の1894年には38隻となり、木曜島の総数70隻余りの54%に達したとされている³⁾。彼らの収益は労働者の収入よりはるかに大きく、採貝業者一般の現想の姿とされた。

しかしながら、1980年代に入って有色人種移民規制法案が各植民地議会につぎつぎと上程されるに至るや、採貝業従事者の人数の増加は、1898(明治31)年のピークを境に減少に向かうのである。また、同1898年12月、クイーンズランド政府は、日本人の真珠貝産業における財政的支配を排除することを目的として、1881年の「真珠貝および海鼠漁業法」(Pearl Shell and Bêche-de-Mer Fisheries Act)を修正実施し、イギリス臣民以外の者が真珠貝およびナマコ漁業船を所有し、また借船して独立営業するこ

1) Butler ed., *op. cit.*, p. 15, and Ganter, *op. cit.*, p. 103, Table 3.

2) 入江, 前掲書, 399-403 ページ.

3) Sissons, *op. cit.*, p. 10.

とを禁止したから、新規参入は不可能となってしまったのである¹⁾。

(3) ブルームの日本人ダイバー

一方、西オーストラリアのブルームでも日本人ダイバーは活躍していたが、日本の在外公館の所在地から遠く離れており、その様子はほとんど報じられることがなかった。オーストラリア政府の移民統計によると、1913(大正2)年に647人、1914年に243人、1915年に276人の日本人が入国を許可されている²⁾。

その結果、1919(大正8)年7月時点における日本人労働者は、ブルームに1,200人余、木曜島に600人余、合計1,800人余であった³⁾。真珠貝採取といえば木曜島が有名であるが、ここに明らかなように、西オーストラリアではその2倍の人たちが働いていたのである。ブルームの日本人墓地にある約900の墓石中、名前を判別しうる830を分析すると、和歌山県出身者が圧倒的に多く⁴⁾、つぎにぐんと減って長崎、広島、鹿児島各県の

1) Ganter, *op. cit.*, pp. 106, 130 and 134, and also, A. T. Yarwood, *Asian Migration to Australia: The Background to Exclusion 1896-1923*, Melbourne University Press, 1964, p. 18. また、入江、前掲書、401ページも、

2) 移民研究会編、前掲書、128ページ。

3) 前掲書、同ページ。

4) Bain, *op. cit.* p. 88 (邦訳、54ページ)。著者メアリー・A・ベインはパースの修道女であるが、太地を中心に三輪崎から串本に至る紀南東海岸の険しい山と海に挟まれた農耕不能の地勢と海洋志向の歴史に関する記述は、驚くほど詳細である。e. g. *ibid.*, Chapter 5 (邦訳、第5章)。また、ギャンターは、「第2次大戦前の和歌山は東京との道路の連絡がなく、移民にとっては木曜島より遠かった」と、やや誇張気味に述べている。Cf. Ganter, *op. cit.*, p. 119. さらに、入江寅次『明治南進史稿』井田書店、昭和18(1943)年では、「気を吐く紀州人・その組織」と題して1節を設けて詳述しており(183-89ページ)、和歌山県人の圧倒的多数の理由として、土地柄の特徴と最初の渡航者の成功帰還をあげている。なお、上掲書はすべて、日本人ダイバーの優秀性を各所で強調している。

出身者が多かった。筆者がブルームの日本人墓を訪れた際も、和歌山県人の多さを実感した。それとともに、ほとんどの墓石は北向きに、すなわち日本の方向に向けて建てられていることにも気付いた。なお、現在、木曜島の共同墓地には、約700基の日本人墓石が立っている¹⁾。

ブルームにおいても、木曜島の場合と同様に、採貝業に従事する日本人には白豪政策による語学試験は課されなかった。木曜島においてもブルームにおいても、オーストラリア政府はあくまでもヨーロッパ人ダイバーの雇用を目指したが、結局日本人ダイバーの優秀性を認めざるをえず、有色人種採貝労働者移入禁止の実施を無期延期したのである。

3 採貝労働者の契約条件と労働環境

(1) 採貝労働者の契約条件

契約移民²⁾の契約条件は、採貝従事者と砂糖きび耕地労働者（後述）とで異なるのみならず、同種の労働にあっても取り扱い移民会社によって、またその就業の当初と熟練後とによって多少の相違があった。採貝労働者の契約条件は、厚生移民会社取り扱い移民に関するものが一般的標準とされており、それによると、「契約年限は3カ年、労働時間は日の出より日没まで、日曜、祭日、天候危険の日は休業とし、賃金は1カ月につき初年31 シリング、第2年39 シリングまで、第3年40 シリングで、仕度料30 円貸与（1カ年以内に賃金より返付）、病気の際は入院無料（ただし、毎月1 シリングの病院費を払うこと）、往航船賃および就業地までの旅費は雇い主負

1) Butler ed., *op. cit.*, p. 15.

2) 彼ら是有期限の雇用契約による契約労働者であって、前節でみた南オーストラリア政府の農業移民計画が定住や永住を前提としていたのとは全く異なる。契約労働者と移民との違いは、つぎにおいて意図的に強調されている。竹田いさみ『物語 オーストラリアの歴史 —— 多文化ミドルパワーの実験 ——』中央公論新社、2000年、41ページ、58ページほか。

第2次大戦前のオーストラリアへの日本人移民の諸問題

担、満期帰国の場合の船賃も雇い主負担であり、そして、移民は契約期間中、郷里の家族のために200円より少なからざる金額を、会社（厚生移民会社）の手を経て送るべし¹⁾ というものであった（日本での一般の賃金との比較については次節で述べるが、相当の高賃金であったことは確かである）。

これに比べると、独立営業者の収益ははるかに大きかった。経営者はたいてい船長を兼ねており、2隻以上の採貝船を所有する場合には、別に船長を雇わねければならなかったが、さらに大きな収益となった。通常の11トン船1隻所有の場合、年間の採貝収入720ポンドから、潜水夫や綱持ちらの給料・食費、船修繕費等の支出合計520ポンドを差し引いて210ポンド前後の純益があり、これに船長の給料と採貝高に応じた利益配当合計336ポンドを加えた536ポンドの収入となり、潜水夫の十数倍から二十数倍超という高収入であった²⁾。

前節(1)や上記にみるように、綱持ち(tender)や機関士(pumper)、ダイバー、そして独立経営者の間には相当の収入差があった。採貝業者一般が理想としたのはこの独立経営者であり、その代表として和歌山県人佐藤虎次郎や長崎県人小嶺磯吉がいた。小嶺の船に同船して働いた辻謙之助の「トレス海峡探検記」という雑誌の記事や彼が榎本武揚に宛てた手紙が、彼らの活躍の一端を伝えている³⁾。

(2) 不当かつ劣悪な労働条件の強制

しかしながら、改めて言うまでもないが、真珠貝採取業は危険と隣り合わせの苛酷な労働であり、そのうえに、採貝労働者は白人経営者の不当な支配と闘わねばならなかった。そもそも最初の募集からして、不行き

1) 入江、前掲書(上)、397-98ページ。

2) 入江、前掲書(上)、400ページの数値(やや整合性を欠く)をもとに計算。

3) 入江、前掲書(上)、402ページ。

届きや不正や不法が横行した。顕著な例をあげると、以下のようである。1883（明治16）年11月にダーウィンに着いた外務省公認の最初の37人の乗組員の大半は、それまで船に乗ったこともない者たちであった。これは、彼らの仕事についての外務省の理解不足によるものであった。しかしながら、彼らは1週間後には、真珠貝を採取する有能な潜水夫とともに働いた。1884（明治17）年には、日本人労働者の募集を始めたオーストラリアの船会社バーンズ・フィルプ社（Burns, Philp & Co.）によって香港で、麻酔薬を飲まされた日本人船員たちがトレス海峡へ連れ出されたり、既述のイギリスの会社フィアソン・ロー社によって神戸で、仕事の条件を偽って有利に述べた文書でもって69人が木曜島へ連れて行かれたりした¹⁾。

これらの最初の到着者たちは、雇い主から以下のようなひどい取り扱いを受け、幸福ではなかった。賃金は大幅にごまかされ、病気になっても薬を与えられなかった²⁾。危険な海中作業による事故や病気も多く、病人には全員治療が施されるという取り決めがなされていたにもかかわらず、海上に1,250人、陸上にもほぼ同数の者がいるというのに木曜島には医者がない人も住んでおらず、一番近くの医者でも500キロメートル離れた陸にいう医療事情であった。また、日本での漁業と違って、昼も夜も海にいて、食料や水がなくなっても雇い主の所へは行けず、船の販売部の商品の値段は法外で、賃金は実質4割減となった³⁾。

日本の名誉領事アレクサンダー・マークスは、彼らの不満を調査するよう日本の領事から依頼を受け、調査の結果その典型的な状況を、「病気の

1) Bain, *op. cit.*, p. 86（邦訳、51ページ）。なお、邦訳にバーンズ＝フィリップス社とあるのは、バーンズ・フィルプ社の誤り。

2) Neville Meaney, *Towards a New Vision — Australia and Japan through 100 Years —*, Kangaroo Press, 1999, p. 51.

3) Bain, *op. cit.*, p. 85（邦訳、49ページ）。なお、邦訳に「50キロ離れた岸にいる」とあるのは、500キロの誤り。

労働者が陸に上がって治療を求めても、雇い主はそれを仮病と叱責して作業に復帰させた。それが出来なければ、小屋に押し込み、病気と関係のない手持ちの薬を与えて放置するのみで、それ以上何の注意も払わないという、まるで獣なみの扱いであった。……このような医療事情の改善がない限り、今後の日本臣民の雇用には反対する」と真珠協会に報告した¹⁾。マークスは1885(明治18)年末頃、「漁場にいるすべての日本人は、日本へ送り帰されなければならない」と勧告した。東京はそれに応じて、契約労働者のオーストラリアへの派遣の中止を決定し、1886(明治19)年の初め頃、「木曜島に来ている日本人は、契約を果たし次第、速やかに本国に帰よう」との説得をマークスに命じた²⁾。しかしながら、その当時日本人が大規模にオーストラリアを出国したとの記録は残っていない。

(3) 台風の猛威による打撃

潜水病などで死亡率が10%にも達するといわれる危険な海中作業に加えて、自然の猛威により、経済的損失と死亡の危機はいっそう増幅された。たとえば木曜島では、1899(明治32)年の2度のサイクロンがとくに悪名をとどめている。同年3月、プリンセス・チャロット湾(Princess Charlotte Bay)を二つの台風が襲い、多数のラガー船と人命が失われ、真珠貝産業は壊滅的な打撃を受け、崩壊の危機に頻した。370人が死亡、54隻のラガー船と4隻のスクーナー³⁾(schooner)が完全に難破し、残った3隻のスクーナーは廃船となり、12隻のラガー船は海中に沈んだ後再浮上した⁴⁾。ブルーム地方でも、何度も襲来した台風によって多くの日本人の人命が失わ

1) *Ibid.*, p. 87 (邦訳, 52 ページ)。

2) Meaney, *op. cit.*, p. 52.

3) 2本以上のマストを持つ縦帆式帆船。スクーナー1隻ごとに十数隻のラガー船がつく。

4) Butler ed., *op. cit.*, p. 13.

れた。こうした遭難や潜水病などによる日本人労働者の死亡の多発は、木曜島やブルームにおける日本人墓地の設置を促す要因となったのである。

日本人でなければなしえない優秀な潜水技術と日本人特有の勤勉さでもって、オーストラリア北部海域における真珠貝採取業で重きをなしたダイバーたちではあったが、上述のごとき厳しい自然環境と危険な海中作業のもとで、白人経営者の不当な支配と闘わなければならないという労働環境にあったことには、改めて留意しなければならない。そのうえ、さらに彼らには、白豪主義による排斥が迫ってくるのである。

IV クイーンズランドの砂糖きび農場労働者

1 カナカ人労働力に依存した砂糖産業のスタート

(1) カナカ人の導入と強制労働

クイーンズランドの砂糖産業は、1863年から1884年にかけて始まった。貿易商のロバート・タウンズ船長（Captain Robert Towns）は、ブリスベーンの南にある彼のローガン川（Logan River）綿花農場に有色人労働は不可欠であると考え、当初インド人労働者を導入することを考えていた。インド人は、オーストラリアの内陸部開発のためにすでに導入されていた。また、イギリス領フィジー諸島の砂糖産業に、契約労働者として多数導入されてもいた。

しかし、彼は南太平洋の島々の住民に通じていたこと、そして、インド人苦力（coolies）はすぐには調達できないであろうと気付いたことから、これら南洋諸島の先住民カナカ人（Kanaka¹⁾）を契約労働者として導入する実験を始めた。1863年8月に、その第1団の67人がソロモン諸島辺りか

1) Kanaka は、「男性」(“man”)を意味するハワイ語から来ている。Cf. Ross Fitzgerald, *From the Dreaming to 1915: A History of Queensland*, University of Queensland Press, 1982, p. 126.

ら連れてこられ、爾後45年間にわたって続くことになったメラネシア系契約労働者導入制度の濫觴となったのである。クイーンズランドのカナカ人は、そのほかにも、トレス海峡諸島、ローヤルティー諸島(Loyalties)、ギルバート諸島(Gilberts)(現キリバス)、ニューギニアおよびその近隣諸島の広範囲からもやってきた¹⁾。その一方で、アボリジニは、規則正しい時間と支払いによって提供される有利性をとることに挫折感を抱き、嫌がったから、怠惰な仕様がないうつとみなされた²⁾。したがって、この実験は、労働力不足に絶望感を抱いていたクイーンズランドの砂糖産業開拓者たちの間で大きな関心と呼んだ。タウンズは、「有色人労働は多くの人々が思っているよりも輸入が容易であり、かつ経済的である」と宣伝したことから、綿花産業や砂糖産業の拡大、とくに後者の拡大と同時に、南太平洋諸島の労働力への需要が高まった。1867年には1,237人が、そして、1868年には最初の4カ月間に900人以上が導入された³⁾。農場主の間では、カナカ人は不可欠であると強く感じられるようになり、かつ彼らの労働は安価で、しかも白人労働市場の変動とは無縁であった。

それだけに、カナカ人のリクルートにも、「帝国主義者」としての横暴がみられるようになった。労働者募集の場所が南太平洋の島々からパプアニューギニア島やトレス海峡諸島に移るにつれて、横暴の事態は悪化していった。1883年から85年の間に、余りよく知られていない地域で5,000人以上の土着人が不法に誘拐され、クイーンズランドへ連れて来られた⁴⁾。自由意志で渡航した労働者には、強制労働が待っていた。クイーンズランドのカナカ人貿易は、「条件はよりよかった」とか「残虐行為の頻度はより少なかった」としても、基本的には、世界の他所で行われていた奴隷労

1) *Ibid.*, pp. 126 and 237.

2) *Ibid.*, p. 127.

3) *Ibid.*, p. 237.

4) *Ibid.*, p. 249.

働制度と同じであった。したがって、クイーンズランドは、奴隷的労働の助けなしに「開発された」熱帯地方最初の白人植民地であると一般的に信じられているが、これは誤りであるとされている¹⁾。

(2) カナカ人導入禁止法の成立と撤回

しかしながら、収入がほしいカナカ人と砂糖産業経営者との利害の一致からカナカ人労働者は増加し続け、1883年には11,443人というピークに達した。しかも、そのうちの重大なグループ（約2,000人）は、最初の3年の期限が来ても帰らない満期労働者であった。彼らは新規の募集者よりも英語を上手に使い、行動の自由度も大きかったから、農場体制が必要とした厳格な規律にとって脅威となってきた²⁾。こうして、1883年には人種の緊張が大きく高まり、クイーンズランドの政治に重大な変化をもたらした。すなわち、反カナカを唱える自由党のサミュエル・W・グリフィス（Samuel Walker Griffith）が多くの票を獲得し、トーマス・マククレイス（Thomas Mellwraith）の保守党を破ったのである。グリフィスは、首相に就任するや、まず、カナカ人契約労働制度の調査委員会を設置した。ついで、カナカ人の保護を謳った1880年の「南太平洋諸島労働者法」（Pacific Island Labourers Act）を修正した「ポリネシア人法」（Pacific Islanders' Act）を1885年11月に議会通過させ、1890年12月31日以降はポリネシア人の導入を一切認めないこととした。この一撃は、砂糖きび農場経営者から生命力を奪い去るものとみられた³⁾。

砂糖産業は法の施行までに5年間の余裕を与えられたが、その間カナカ人募集者に、カナカ人に対する需要が殺倒した。カナカ人の調達は以前よりも難しくなり、カナカ人の酷使が続いた。その一方で、1885年から95

1) *Ibid.*, p. 236.

2) *Ibid.*, p. 248.

3) *Ibid.*, p. 251.

年の間、白人労働者のみに依存したクイーンズランドの砂糖きび農場は15%以下で、そのほとんどは南部地域であったから、北部クイーンズランドの砂糖産業は、有色人労働者なしには生き残れないことが証明されざるをえなかった。農場主たちに深刻な損失が迫り始め、植民地は繁栄した産業を失うかもしれないという経済的事実の前に、グリフィスのカナカ人排除計画はがたがたになってしまった。1892年2月、ついにグリフィスは、1885年法の撤回を表明した。これによってカナカ人貿易と衰退しつつあった砂糖産業は息を吹き返したのである。これは、19世紀までの期間で最も重要な逆転であったといわれている¹⁾。

(3) カナカ人労働力の供給減少と賃金上昇

1885年4月に「南太平洋諸島労働者拡大法」(Pacific Island Labourers Extension Act)が通過したが、カナカ人貿易は以前と不変のままには継続しなかった。カナカ人をはじめメラネシア系労働者の調達が、難しくなってきたのである。実際、メラネシア系の新規契約労働者数は、1880年代には年平均2,614人であったが、1890年代には年平均1,268人と半数以下に減少した²⁾。ただ、メラネシア人労働者の総数は、期間満了のメラネシア人の増加によってほぼ相殺され、それはより経験を積んだ労働力であったから、砂糖産業の拡大による労働力需要を満たす助けとなった。

メラネシア系契約労働者の調達が難しくなる一方で、労働運動や民族主義新聞において、白人労働者の利益のためにカナカ人は排除すべきであるとの論調が高まってきた。カナカ人の犯罪率の高さといった道德的理由は別としても、彼らの平均賃金の高騰により、白人労働力節約の経済的根拠

1) *Ibid.*

2) Ralph Shlomowitz, "The Search for Institutional Equilibrium in Queensland's Sugar Industry 1884-1913," *Australian Economic History Review*, Vol. XIX, No. 2, September 1979, p. 108.

は薄れてきた。すなわち、雇い主が支払わなければならないより遠方のメラネシア諸島からクイーンズランドまでの船賃の上昇、いったん島に帰った後再契約で来た労働者の年平均賃金の上昇、契約期間満了後にクイーンズランドに留ったままで、さらなる3年契約でクイーンズランドに残った労働者の賃金の上昇等が顕著になってきた。メラネシア人の男性で、最初の契約期間満了後いったん帰島してさらに3年の契約労働に従事した者の平均賃金は、1880年代後半5年間には年平均8.7ポンドであったが、1899-1904年の5年間平均では年11.2ポンドに上昇、また、1期間を満了してそのままクイーンズランドに残った労働者の賃金は、年平均で、1880年代後半5年間の16.9ポンドから、1897-1901年の5年間には21.2ポンドに上昇したのである¹⁾ (フィッツジェラルドの書物では、ポリネシア人の平均コストは週24シリングとなり、白人労働の節約にはならなくなったとされている²⁾)。そのうえ、カナカ人契約労働制における奴隷制と見まがう実態に注目して、1895年には、「社会的、政治的理由から、クイーンズランドのカナカ人労働貿易の継続は、オーストラリア諸植民地の真の連邦結成を阻む障害になるに違いない」³⁾との反対運動が展開されるに至ったのである。

北部クイーンズランドの砂糖きび農場で大量の労働力が必要であるにもかかわらず、カナカ人労働力の供給が減少し、一方、ヨーロッパ人は熱帯性気候のもとでの労働を好まず、高賃金を要求するばかりであるという状況に直面した農場主たちは、メラネシア系労働者よりも商業作物の耕作に優れた契約労働者を求めるうちに、日本人に着目するに至った⁴⁾。ゴール

1) 1884年から1903年の間のメラネシア系労働者の賃金コストの上昇については、*ibid.*, p. 102 の第1表に明らかである。

2) *Fitzgerald, op. cit.*, p. 255.

3) *Ibid.* ウィリアム・グレイ (William Gray) の1895年の言。彼はユダヤ教の宣教師で、カナカ人労働貿易がもたらす奴隷制を批判していた。

4) *Meaney, op. cit.*, pp. 48-50.

第2次大戦前のオーストラリアへの日本人移民の諸問題

ドラッシュがオーストラリア南東部から北東部へ移るにつれて、クイーンズランドでも中国人との間に紛争が生じ、1877年の「中国人移住制限法」(Chinese Immigration Restriction Act)の制定に続いて、制限をより強化するその修正法が1890年に成立するとともに、日本人への注目はいやがうえにも高まっていったのである。

2 日本人農業労働者の進出過程

(1) 日本人砂糖きび労働者の先駆

これより先にハワイ政府は、同地の産業とくに砂糖産業は、土着の労働者およびヨーロッパその他からの少数の移民では順調な発展を期しえないとして、1851年以来外国移民誘致に努めてきていたが、1868(明治元)年にはアメリカ人の手引きで、153人の日本人移民が渡航、砂糖きび畑の労働に従事した。「年期3年、1カ月4ドル、住居、食事、医療等一切雇い主負担」という約束であった¹⁾。1881(明治14)年には、ハワイ王自从来日し、政府に日本人移民の送り出しを強く求め、交渉した。その結果、1885(明治18)年に第1回目945人、第2回目989人の移民が送り出され、ハワイの砂糖きび畑で農耕に従事した。彼らは到着後の騒動に鑑みて後追いの的に締結された1886(明治19)年1月の「日本・ハワイ渡航条約」によって契約が公的に明確化され、「官約移民」と呼ばれるに至った。そして、その勤勉な働きぶりから、一般に高い評価を受けるようになった²⁾。

1891(明治24)年5月に榎本武揚が外務大臣に就任するや、政府の移民に対する姿勢は積極的となり、移民のための融資や仲介をする民間大会社が設立されるようになった。その第1号として、1891(明治24)年12月、当時日本郵船株式会社副社長であった吉川泰次郎(のち社長)と東洋移民

1) 入江、前掲書(上)、9ページ。

2) 前掲書(上)、50-57ページ。

会社を創立してわが国の移民事業に尽した佐久間貞一とによって、その名の1字ずつをとった日本吉佐移民合資会社が設立された。

ちょうどその頃、オーストラリア側でも、長らくカナカ人貿易に携わり、太平洋の海運に関心を持っていた船会社バーンズ・フィルプ社が日本人移民の導入を計画し、移民の取り扱いを吉佐移民会社に要請してきた。吉佐移民会社はオーストラリア移民の取り扱いを開始することとし、好評を博していたハワイの砂糖きび畑労働者を数多く送り出していた広島県で最初の移民募集活動を始め、1892（明治25）年11月に50人の契約労働者を、日本郵船の船でクイーンズランドに初めて送り出した。ついでながら、移民輸送はもともと外国船によって始められたが、日本郵船はオーストラリアを含めて移民輸送を開拓し、目覚ましい実績を残したのである。

オーストラリアの文献によれば、彼らは初めての50人の日本人契約労働者¹⁾ (the first 50 Japanese indentured labourers) であり、屈強な50人から成る最初のグループ²⁾ (the first group, 50 strong) であった。彼らは、インガム (Ingham) 地方（ヨーク半島の付け根の東海岸）のマクネード (Macknade) およびリップル・クリーク (Ripple Creek) の両プランテーションに送り込まれた。彼らは大きな成功を収め、多くの農場主は日本人労働者の聡明さ、高い信頼性、飲酒節制の習慣 (sober habits)、そして熟練等を高く評価した³⁾。

なお、一言付加しておくが、日本の文献では一般に、「1888（明治21）年に、クイーンズランドのムリヤン精糖会社の代理人 W. J. S. シェンド (Shand) によって、最初の日本人農民100人がクイーンズランドの砂糖耕地に雇い入れられた⁴⁾」とされている。しかしながら、この件は費用面

1) Meaney, *op. cit.*, p. 50.

2) Sissons, *op. cit.*, p. 11.

3) Meaney, *op. cit.*, p. 50.

4) たとえば、成田勝田郎編著『日豪通商外交史』新評論、1971年、14ページ、入江、前掲書(上)、48-49ページ、前掲書(下)、邦人海外発展史年表、2ページ

で折り合いがつかず、出帆寸前に雇用者側が破棄したから、これは事実ではないとの指摘がある¹⁾。アームストロングも、「雇用の期間や条件についてクイーンズランドの雇い主と日本の周旋人との間で不一致が生じたためこの件は実現しなかったから、それは間違っている」と指摘している²⁾。実際、上記に強調したように、オーストラリア側では複数の文献で、1892(明治25)年の吉佐による50人が最初であると明言されており、それに先立つ1888年の100人導入の記述はどこにも見当たらない。

(2) 日本人労働者に対する高評価と需要の増加

それはそれとして、最初の50人が博した高評は、クイーンズランド砂糖きび農場において、日本人契約労働者への需要を大いに喚起した。6カ月余り後の1893(明治26)年央には、1855年設立のクイーンズランドの大製糖会社コロニアル・シュガー・リファイニング社〔Colonial Sugar Refining Co. (1973年にCSR社と名称変更)³⁾〕他9社の求めにより、前年の10倍以上の527人が導入され、さらに、その翌年の1894(明治27)年には、370人が送り出された⁴⁾。こうして、1896(明治29)年12月までに

ジ、および『明治南進史稿』98-99ページ、移民研究会編、前掲書、129ページ、162ページ、など。

1) 村上雄一「日本人契約労働者とクイーンズランド砂糖黍農場」記念誌編集委員会編、前掲書、30ページ。

2) Cf. J. Armstrong, "Aspects of Japanese Immigration to Queensland before 1900," *Queensland Heritage*, Vol. 2, No. 9, November 1973, pp. 3-4.

3) 竹田、前掲書、71ページに「コロニアル・シュガー・リファイナー社」とあるのは、「コロニアル・シュガー・リファイニング社」の誤り(CSRの法人設立認可証を取り寄せ確認)。他の研究者の文献でも、同様の誤りが見受けられる。

4) Armstrong, *op. cit.*, p. 4. ただ、入江、前掲書(上)、394ページおよび成田、前掲書、16ページでは、明治26(1893)年に520人、明治27(1894)年に425人とされている。アームストロングが掲げている統計では、1896年の

1,126 人が到着し¹⁾、クイーンズランドの砂糖きび農場で働く日本人は、1898 (明治 31) 年までの 7 年間というごく短期間に 2,300 人となったが、そのうちの最大は、広島県出身者であった²⁾。

最初の屈強な 50 人を送り込んだ 1892 (明治 25) 年から 1902 (明治 35) 年までの 11 年間に、日本の移民会社によってクイーンズランドの砂糖きび農場に送り出された日本人契約労働者は、総計約 2,600 人となった³⁾。一方、真珠貝産業の最盛期であった第 1 次大戦直前に、日本人契約労働者は木曜島に約 600 人 (国別で同島人口の最大多數)、ブルームではその 2 倍近い 1,100 人 (ただし、全人口中では少数派) がいて、採貝業全体では約 1,700 人であった⁴⁾。したがって、クイーンズランドの砂糖きび農場では、木曜島やブルームの採貝労働者を上回る数の日本人労働者が働いていたことになる。

このような日本人労働者数の増加に鑑みて、日本政府は 1896 (明治 29) 年に、オーストラリア初の日本領事館をタウンズビルに開設した。なお、羊毛を中心とする日豪貿易の発展を受けて、翌 1897 (明治 30) 年には、シドニーに領事館を設置したのである。

(3) クイーンズランド政府の態度硬化

日本人労働者に対するクイーンズランド政府の姿勢は、彼らの勤勉さに対する資本家の高評価を受けて、当初好意的であった。そして、彼らはオーストラリアの人口全体からみれば、ほんのひとかけらにすぎなかった。

627 人、1897 年の 862 人、1898 年の 875 人がとくに多い。しかし、1900 年にクイーンズランド政府は日本との間で移民割当制を設け、さらに 1901 年の移民制限法で、日本人契約労働者の導入は事実上停止に至るのである。

1) *Sissons, op. cit.*, p. 11.

2) *Meaney, op. cit.*, p. 50.

3) *Sissons, op. cit.*, p. 11.

4) *Meaney, op. cit.*, p. 55.

しかしながら、上記にみたように、その増加ぶりは短期間に急速であったから、一般大衆の警戒、とくに民族主義者の人種的恐怖をかき立てた。そして、その圧力のもとに、当初は日本人労働者受け入れに好意的であったクイーンズランド政府の姿勢は、1890年代央を境に変化し始めた。とくに、植民地会議で議席を獲得、増加し始めた労働党（Queensland Labor Party¹⁾）は、白人労働者の賃金低下と失業の恐れを主たる理由として、日本人移民の制限を議会に提案するようになり、その勢いは年々高まっていった。一方、保守党は、より資本家階級寄りの立場から、日本人労働者雇用の経済的利益を理由に、日本人移民の導入を正当化しようとした。しかしながら、1896年3月にシドニーで開かれた植民地政府の首相会議を通して、有色人労働者排除の動きは全移民地の間で高まりをみせるに至った。

折りしも1897（明治30）年4月、日本郵船が一般料金の半額で3等船客を運ぶオーストラリア便を毎月運行し始めるや、木曜島への日本人入国のテンボが再上昇し、失業状態の再度の悪化を招き、クイーンズランドにおける日本人排斥運動は一段と高まりをみせてきた。そのため同1897年6月、日本政府は木曜島への真珠貝労働者の渡航を禁止し、ついで同年8月、全クイーンズランドへの全労働者の渡航をも差し止めるに至ったのである²⁾。

3 砂糖きび労働者の契約条件と労働環境

既述のように、西オーストラリア北部海域や木曜島への採貝業者の渡航には、契約によらない自由渡航者も少なくなかったが、クイーンズランドの砂糖きび農場労働者は、そのほとんどすべてが契約に応じての出稼ぎ移

1) オーストラリアではアメリカから文献を調達して学習した労働組合が多く、党名称にはアメリカ英語が用いられた。1900年に創設されたオーストラリア労働党も、1912年の正式名称採択に際して、Australian Labor Partyとアメリカ英語を採用した（竹田、前掲書、81ページ）。

2) Sissons, *op. cit.*, p. 10.

民であった。彼らの契約条件は、採貝業者のそれとは多少の相違があり、同じ砂糖きび労働者であっても取り扱い移民会社によって、また雇い主によって多少の相違があった。さらに、初契約時と熟練後とでも多少の相違があった。以下では、砂糖きび労働者の契約条件としてほぼ標準と見なされていた吉佐移民会社の例によって検討しよう。

(1) 砂糖きび労働者の契約条件

1892（明治25）年11月に吉佐移民会社が日本郵船の船舶で送り込んだ日本最初の砂糖きび農場労働者50人の契約条件は、まず「農夫」であることが義務づけられており¹⁾、それに続いて、「契約年限は3カ年、1日10時間労働で日曜、祭日は休業、賃金は1カ月30シリング、衣食住および医薬にかかる費用は雇い主負担、日豪間往復船賃および船中食費は雇い主負担」というものであった。賃金1カ月30シリングとあるのは労働に熟練した後のことであって、初めのうちは20シリング（約10円）程度であった。なお、この賃金の支払い方法には細かい取り決めがあって、「本人渡し分（2分の1）、3カ月分をまとめて日本の家族への払い渡す分（4分の1）、吉佐移民会社を通じて確実な銀行へ預け入れ、本人帰日後に払い渡す分（4分の1）、当初18カ月間に限りクイーンズランドの雇い主が預り置く分²⁾（本人渡し分2分の1の5割）」（クキンスランド行移民心得）が定められていた³⁾。なお、契約満了後は、雇い主が認めれば、2年間の雇用延長と昇給が可能であった⁴⁾。

1) この要求は、初期の官約ハワイ移民には、耕地労働に耐ええない非農業者が多く混在しており、現地就労後種々の問題を起こした苦い経験に鑑みてのことであろうとされている（入江、『明治南進史稿』132-33ページ）。

2) この18カ月間に「真実の農夫」でないことが判明した場合は、その預り金より復航の船賃を支弁させる取り決めとなっていた。

3) 入江、前掲書（上）、396-97ページ。

4) 村上、全掲論文、31ページ。

一方、オーストラリアの文献で検証してみると、メイニー著で説明されている個人的な例ではつぎのようである。ケアンズに近いスワロー・ブラザーズ・ハンプルドン (Swallow Brothers Hambledon) は、1896年の砂糖きび農場の典型的事例を提供しているといわれ、その農場主と岡田という名の労働者が交わした契約条件は、「契約期間は19カ月、労働時間は昼食休み1時間を挟んで午前6時から午後6時まで、日曜、クリスマス、新年および天長節は休日、賃金は1カ月3ポンド、食費と宿泊費は雇い主負担」というものであった¹⁾。また、アームストロングの説明では、年間約20ポンドが、食・住の生活費とともに支払われたとされている²⁾。これらは、吉佐の標準例にほぼならったものとなっている。

日常生活面では、日本の伝統様式への配慮が手厚くなされた。食事には日本米、塩漬け魚または乾燥魚、味噌・醤油、漬物、日本茶等、日本固有の食品が提供された。ただ、日本人労働者は最初はこれらに固執したが、次第に西欧スタイルに慣れ、3食中少なくとも1食はパンと牛肉をとるようになった³⁾。契約条件で必需品として要求されていた風呂 (hot bath) の用意⁴⁾は、日本の伝統的習慣尊重の最たるものといえよう。衣服も年ごとに、西欧労働者の標準のもの——2組のズボンと2枚のシャツ——が契約通り支給されたが、「この契約にもかかわらず、ほとんどすべての日本人労働者は伝統的衣服の着用を選んだ⁵⁾」という。実際、1896年頃のハンプルドン砂糖農場の日本人砂糖きび労働者の写真を見ると、写真の中の日本人農夫60人中ズボン姿は2人だけで、他は全員和服姿である⁶⁾。彼らの住宅は硬材 (hardwood) でできており、鉄製の屋根と地上2

1) Meaney, *op. cit.*, p. 50.

2) Armstrong, *op. cit.*, p. 4.

3) Meaney, *op. cit.*, p. 50.

4) Armstrong, *op. cit.*, p. 4.

5) Meaney, *op. cit.*, p. 49.

6) *Ibid.* のカバー・フォトや記念誌編集委員会編、前掲書の表紙を参照。

フィートの高さの床を備えており、ほとんどの大農場で白人労働者に提供されていたものよりも立派でさえあったといわれている。

砂糖きび労働者は、その労働条件や生活条件が契約通りでなかった場合、ストライキに入ったことも広く知れわたっていた。ある工場では、熱い湯が入浴時に必ずしも都合よく利用できなかったとしてストを行ったという¹⁾。

(2) 砂糖きび労働者の賃金の日本の賃金水準との比較

ところで、砂糖きび労働者の賃金は、当時の日本の賃金水準と比べてどうであったか。

吉佐移民会社が1893(明治26)年に送り込んだ砂糖きび労働者500人についての同社による結果報告は、つぎのように述べている。「3年前にクイーンズランドに赴ける500人の移住民のうち僅か10人が死亡、契約満了で320人がめでたく帰国、170人は契約を続けてクイーンズランドに残れり。これ実に予想外の好成績なり。……日本に於ては、仮令農家に雇われるも、概ね1年の賃金15円、20円に出づるは稀なり。然るに、クイーンズランドに至れば、衣食を引去り、1カ月2ポンドより3ポンドに出ず。実に巨額の賃金なり²⁾」(殖民協会報告第40号)と。

以上から、つぎを指摘しうる。第1に、自社の事業の結果報告であるから、多少宣伝めいたところもあるであろうが、それを割り引いたとしても、500人中3分の1以上の者が契約を更改して現地に残留し、労働を続けたということは、砂糖きび農業労働者の契約条件や労働環境がかなり良かったこと、すなわち雇い主との関係がかなり良好であったことを物語っているといえよう。第2に、砂糖きび労働者の賃金は、当時の日本の賃金水準と比べてかなりの高額であったといえる。そこに例示してある日本での賃金は、1ポンド=20シリング=約10円の当時のレートによれば、1カ月

1) Armstrong, *op. cit.*, p. 4.

2) 入江, 前掲書(上), 398-99ページ。

では通常1円25銭、1円66銭以上は稀ということになる。これに対して、砂糖きび労働者の1カ月2ポンドから3ポンドというのは約20円から30円、つまり日本の通常賃金の16倍から24倍ということになる。既述の契約条件の説明のところにあった「当初1カ月20シリング（約10円）、その後は1カ月30シリング（約15円）」というのも、日本の約8倍から12倍である。不安な異国での労働とはいえ、契約労働者を続々と引きつけるに十分な高額であったことは疑いない。

（3）砂糖きび労働者の労働環境の真珠貝ダイバーとの比較

これに対して、採貝業ではどうであったか。砂糖きび労働者に比べて彼らの状況は、賃金は別として、労働環境についてはじつに惨状を呈するものであった。1883（明治16）年10月にジョン・ミラーに雇われてトレス海峡へ渡った日本最初の政府公認契約移民労働者37人についてみると、1885（明治18）年11月に契約満了で16人が帰国、6人が現地に残留、10人は病気により途中帰国、5人は現地で死亡とされている¹⁾。契約満了帰国者と病気や死亡で任期満了を果たせなかった者がそれぞれ4割強であり、現地に残留し、仕事を継続した者はわずか16%に過ぎない。また、ブルームの日本人ダイバーでは、日本のほかシンガポールやマレーシアからも契約によって入国してきたものの、帰国した者も多かった。1913（大正2）年からの3年間に限ってみると、日本人入国者1,609人、出国者2,243人で、634人の減少となっている²⁾。

採貝労働者は海の人でなければならず、海上活動の訓練が第1という特別な資格を要したが、砂糖きび労働者の場合は、このような特別の資格は必要としなかった。しかしながら、吉佐移民会社は最初から、移民の労働上の当然の約束として「真実の農夫たること」を条件とし、これを厳格に

1) 移民研究会編、前掲書、127ページ。

2) 前掲書、128ページ。

実施した。そして、他の移民会社もおおむねこれになった¹⁾。このように厳しく注意を払った移民斡旋であったことも、ダイバーの契約移民に比べて、砂糖きび契約移民が最初から順調であったことに貢献したに違いない。

さらに、雇い主の質の良否も関係したと思われる。前節で述べたように、日本政府がマークスに実情調査を依頼し、調査の結果彼が木曜島在住ダイバーについては早急な帰国を促し、今後のダイバーの送り込みについては断固反対すると返答したことは、木曜島の日本人採員労働者が雇い主に強いられた劣悪な労働条件と悲惨な労働環境を物語るものに他ならない。これに比べて砂糖きび労働者と雇い主との関係は、上記の経緯からみて、かなり良好なものであったと推測される。時たまの労働争議もなきにしもあらずであったが、その理由や労働争議を行えたこと自体、彼らの立場の強さを証明するものといえよう。実際に、「雇い主もよかったのであろう²⁾」との推察がなされてもいるのである。

メイニーは、1890年代後半に北クイーンズランド砂糖きび農場を視察した飯島領事が、「ほとんどの労働者は、その環境に満足していた」と報じたことを紹介している³⁾。これは、既述の「初期の真珠貝ダイバーは幸福ではなかった⁴⁾」という彼自身の評価ときわめて対照的である。

ただ、日本人の人数の急速な増加のゆえに、彼らはほどなく有色人種排斥運動に遭遇することを余儀なくされるのである。その際、白人では代替不可能であった真珠貝ダイバーとは違って、特別の技術を要しない砂糖きび労働者は、クイーンズランド政府による白人への代替政策（次章第4節で詳述）のもとに、真珠貝ダイバーよりもはるかに容易に置き換えが進行し、完了されるのである。

1) 入江、前掲書（上）、397 ページおよび 398 ページ。

2) 入江、前掲書（上）、398 ページ。

3) Meaney, *op. cit.*, p. 50.

4) *Ibid.*, p. 51.

V お わ り に

オーストラリア北部地域は過酷な熱帯性気候のもとにあり、そこでの厳しい肉体労働は、イギリス人をはじめヨーロッパ系の白人にとってはきわめて適応困難なものであった。それゆえ、同地域ではいずれの産業においても、雇用者側は当初より、アボリジニや南太平洋諸島人、そしてインド人や中国人苦力への依存によってスタートせざるをえなかった。彼らの労働は白人と異なり、過酷な環境にもよく耐え、かつ低賃金での雇用が可能であった。

この二つの条件に加えて日本人の労働は、技術的優秀性と勤勉性を兼ね備えたものであった。1870年代にこれに着目した南オーストラリア政府は、ノーザンテリトリーの農業開発のために日本人「移民」招致を申し出てきたが、日本側は突発的事件のために謝絶するところとなり、それは日の目を見なかった。もしも、日本政府が南オーストラリア政府の熱意ある農業移民招致要請を受け入れ、ノーザンテリトリーへの日本人自作農移民の入植が実現していたならば、日豪財貿易におけるオーストラリア羊毛の対日輸出と並んで、日豪サービス貿易における日本人労働サービスの対豪輸出という側面から、それは日豪経済関係構築の確固たる礎石となり、その後の両国経済関係発展の大きな促進要因となったであろうことは疑いない。さらにそれは、その後台頭してくる白豪主義の実態やその拡大のあり方に影響を及ぼしさえしたかもしれない。

すなわち、日本人農業移民が正確なゴイダーの降雨ラインに沿って入植し、一時的な契約労働者としてではなく土地所有の自作農として（このことは、農民の耕作意欲の高揚と土地改良努力の喚起のうえできわめて重要な要因である¹⁾）永住し、日本人特有の勤勉さと農業技術でもって開拓を進めてい

1) このことは、アダム・スミスの国有地の私有化説においても、つとに強調／

たならば、必ずや大きな果実を実らせることができたであろう。それは単にノーザンテリトリーの農業開発、国民所得の向上に資するのみならず、きわめて早期に、日豪経済関係の確固たる基盤を築いたに違いない。そして、それはやがて、木曜島やブルームの北部海域やクイーンズランドの砂糖きび農場における日本人契約労働者の活躍の時代を経て白豪主義の嵐が襲って来たとしても、それへの大きな防護壁として（オーストラリアの白豪主義にとってはむしろ障害物としてであろうが）働き、白豪主義展開の態様を変化させたかもしれないとさえ想像されるのである。

それはともかくとして、1880年代になると実際に、日本人労働者のオーストラリアにおける重用が急速に進んでいくのである。日本人契約労働者が提供した良質かつ低廉な労働サービスは、オーストラリア北部地域の経済発展を大いに促進し、植民地政府も積極的に支援するところとなった。

この日本人による労働サービス提供の特徴として、つぎの3点を指摘しよう。第1に、それは実際には、南オーストラリア政府が申し出てきた定住植民者といういわゆる「移民」としてではなく、有期の「契約労働者」という形態でなされた。第2に、その業種は2種類あり、一つは木曜島や西オーストラリア北部海域での「真珠貝採取業者」として、もう一つは北部クイーンズランドにおける「砂糖きび農場労働者」として展開された。そして第3に、両業種とも日本人特有の勤勉性により現地で高い評価を獲得した点では共通しているが、その労働条件や労働環境、すなわち雇

← されているところである。Cf. Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, 1776, Modern Library ed., p. 776 (水田洋訳『国富論』全2冊, 河出書房新社, 昭和40(1965)年, 下巻, 239ページ)。なお、私的所有が公的所有を上回る効率を発揮することのメリットについての一般論および個別産業・個別企業における諸ケースについては、筆者は詳細な分析と議論を展開した。つぎを参照されたい。遠山嘉博『現代公企業総論』東洋経済新報社, 昭和62(1987)年, 第3部「民営化の論議と実践——市場原理の復権と小さな政府への回帰——」。

第2次大戦前のオーストラリアへの日本人移民の諸問題

用主との労使関係においてはきわめて対照的であった。真珠貝ダイバーにおいては、他人種では代替不可能な高技術の発揮という貢献にもかかわらず、海域での危険な作業の処遇をめぐって雇用主との間で紛争を来たすケースが多々あり、惨状に陥ることもままあったが、砂糖きび農場では良好な労使関係に終始し、労働条件の改善・向上を貫徹するためにスト権さえ行使しうるほどの立場にあった。

とはいえ、両業種ともにその労働者数の短期間における急速な増加のために、日本人による良質な労働サービスの提供というメリットにもかかわらず、オーストラリア人一般の脅威の念の高まりを招くに至った。日本人を雇用する側の資本家や経済発展を重視する植民地政府は、日本人労働サービスを重用、高評価しつつも、一般の脅威感の高まりとの板ばさみとなることを余儀なくされた。

折りしも、ビクトリアやニューサウスウェールズにおけるゴールドラッシュに端を発した中国人移民排斥運動の高まりが、これら熱帯地域を抱えるクイーンズランドや西オーストラリアを襲って来た。反中国人運動から反有色人運動へと白豪主義が拡大・強化されてゆく過程において、北部地域を持つこれらの政府は、南部諸政府とは全く違った経済的利害関係にあることから、当初は対立する立場を貫いていたが、白豪主義のいっそうの蔓延と南部諸政府からの圧力強化のもとに、次第に反日本人労働者の立場へと傾いて行くのである。

次章では、この過程を検討する。

〔付記〕

本稿執筆のための資料収集において、福島大学の村上雄一助教授および本学オーストラリア研究所事務係の田中亜紀子氏のお世話になった。記して謝意を表したい。

(2005年8月30日受理)